

日本陸上競技連盟認定強化拠点「JAAF 認定陸上トレーニングセンター」設置事業
実施要項

1. 背景・趣旨

日本陸上競技連盟（以下、本連盟）では、国（スポーツ庁）が設置・認定する「ナショナルトレーニングセンター（NTC）」や「NTC 競技別強化拠点施設」、日本オリンピック委員会（JOC）が設置・認定する「JOC 認定競技別強化センター」を主な強化拠点とし、その他種目や時期にあわせ、環境が整った各地の施設を活用して、日本代表および強化指定アスリート等の強化に取り組んでいる（下記参照）。

JAAF VISION 2017 及び JAAF REFORM（中長期計画）に掲げる国際競技力向上の実現に向け、日本代表選手および日本のトップアスリートが、より多様な環境で、目的に適したトレーニングを行うことができるよう、本事業において陸上競技における強化拠点の設置を行う。

この拠点は陸上選手の育成・強化のみならず、指導者養成やその他陸上の普及活動における地域拠点として位置付けられ、地域に根ざした拠点の整備は、施設および地域の活性化、そして日本全体の競技力向上とウェルネス陸上の実現に繋がり、アスレティックファミリーの拡大に貢献できるものとする。

◇国（スポーツ庁）および JOC が設置・認定する強化拠点（2025年4月現在）

(1) ナショナルトレーニングセンター

- ・味の素ナショナルトレーニングセンター

(2) NTC 競技別強化拠点（オリパラ含め、全 44 施設）

種別：高地トレーニング（2 施設）

- ・岐阜県高山市 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア
- ・山形県上山市 蔵王坊平アスリートヴィレッジ

(3) JOC 認定競技別強化センター（各 NF 3 施設まで）

種目：陸上競技

<準備中>

※本連盟より推薦を行い、JOC が認定する。

※認定期間：次期オリンピック競技大会開催年度末まで。

2. 名称

「JAAF 認定陸上トレーニングセンター」（日本陸連認定 陸上拠点）

3. 目的

- (1) アスリートの活動環境（トレーニング環境）の向上

- ・アスリートの育成および強化活動が円滑に行えるよう施設活用を支援する。
- (2) 陸上における人材育成およびアスレティックファミリーの拡大
 - ・日本陸連と地域／都道府県陸協が連動し、アスリート育成、指導者養成（講習会等）、普及活動等を円滑に行う。
- (3) 施設および地域の活性化
 - ・日本陸連からの情報発信やアスリートの利用により、陸上競技場その他施設の認知及び利用を高め、維持し、地域内外からの人の流れを作る。
- (4) 社会貢献
 - ・アスリート、コーチ、レジェンドによる地域社会に向けた事業実施など、施設での活動を通じて地域における課題への取り組みを行う。

4. 事業内容

- (1) 本連盟は認定基準に基づいて該当する施設を認定する。認定施設には、本連盟が作製する認定証を設置する。
- (2) 本連盟は公式ウェブサイトにて認定施設を公開し、施設及び活用の様子を掲載する。本連盟公式ウェブサイトにて認定施設情報を公開することにより、全国の施設情報のプラットフォームとして、アスリート、施設その他関係各所の活用に繋げる。
- (3) 本連盟は競技力向上及びウェルネス陸上の実現に向けた、以下を含むその他主催事業において認定施設を積極的に活用する。
 - a) ナショナルチーム強化事業
 - b) 強化指定アスリート対象事業
 - c) ジュニアアスリート育成事業
 - d) 指導者養成事業
 - e) 陸上の普及に関わる活動
 - f) その他
- (4) 認定施設は本連盟が指定する強化対象競技者（以下※）に対し、施設使用や費用における協力、援助（優先利用、費用の減免、補助、特典付与等。※関連施設・機関、近隣施設等への協力依頼等も含む。）を行う。

強化対象競技者は以下の通りとする。

 - ・強化競技者（プラチナアスリート、ゴールドアスリート、シルバーアスリート）
 - ・当該年度に行われる国際競技会の日本代表選手
 - ・ダイヤモンドアスリート
 - ・種目別強化対象競技者
 - ・U20 オリンピック育成競技者

※今後の強化・育成計画により、別途対象カテゴリーを設定することがある。
- (5) 認定施設は本連盟が行う、(3) を含むアスリート強化及び育成活動、指導者養成事業等への協力（優先利用、費用の減免、補助、特典付与等。※関連施設・機関、近隣施設等への協力依頼等も含む。）を行う。
- (6) 本連盟は JOC 認定競技別強化センター（認定期間はオリンピック競技大会開催

年度末まで)の推薦においては、本事業における認定施設の中から選定する。

※本事業の認定状況によってはその限りではない。

5. 対象

- (1) 陸上競技場
- (2) トレーニング施設
- (3) その他

6. 認定施設数

制限はしない。

7. 認定基準

- (1) 陸上競技活動及びアスリートのトレーニングにおける設備、環境が整備されていること。
 - a) 陸上競技場は各種目のトレーニングが可能な設備(器具、備品等を含む)であること。
※公認競技場は必須条件としないが、申請時に公認有無の確認を行う。
 - b) 陸上競技場以外のトレーニング施設は、基本的に a) に準じるが、施設の種類、形態により、個別に確認を行う。
 - c) 雨天時のトレーニング、講習(座学)等が可能であること、または近隣施設(学校等)との連携構築により利用に関する配慮があること。
 - d) 安全な環境であること。※傷害保険(加入有無・加入の場合その内容)は個別に確認を行う。
- (2) 施設内または近隣の医療機関との連携が構築され、利用における配慮等がなされること。
- (3) 施設内または近隣において、食事、宿泊施設が整備され、連携や、利用における待遇の配慮等があること。
- (4) 公共交通機関、駐車場の有無等、移動における利便性が保たれていること。
- (5) 本連盟主催事業への優先利用、費用における配慮(減免、補助金や助成金の活用等)、その他活動における配慮(利用条件等)があること。
- (6) 施設所有者や地域の理解、支援体制が得られること。
 - a) 施設所有者・管理者による協力体制が整い、本事業実施への理解・同意があること。
 - b) 自治体や地元企業等による支援体制の整備または検討がなされること。

※施設の種類や地域環境により異なる場合があるため、状況に応じて個別の確認を行う。

8. 審査および認定

- (1) 認定基準をもとに、本連盟強化委員会および審査会議において審査を行い、専務理事の承認により認定を決定する。

なお、申請施設においては、申請時に、所在する都道府県陸上競技協会の承認を得る。

9. 認定期間

- (1) 認定期間は、認定日から次期オリンピック競技大会開催年度末までとする。
- (2) 認定期間内において、認定施設は毎年度末に活動報告書を提出のうえ、次年度の手続きを行う。
- (3) 認定期間中であっても、日本陸連において適切でないと判断した場合には、認定を解除することができる。

1 0. 受付期間

2024年9月より随時受け付ける。

1 1. 呼称の使用と認定証に関する注意事項

- (1) 呼称は「JAAF 認定陸上トレーニングセンター」とする。
- (2) 認定施設は認定証を、使用者が確認しやすい場所に設置する。
- (3) 呼称の使用及び認定証の掲出においては、本連盟オフィシャルパートナー／スポンサー以外の企業等と関連づけた使用をしない。
- (4) 認定施設が全施設の一部である場合、施設全体が認定施設であるかのような表現や認定証の掲出方法は不可とする。

1 2. 認定登録料およびその他費用

- (1) 認定登録料：年度ごとに110,000円（税込）とする。
- (2) 年度の途中で認定となり、年度内の認定期間が10か月未満の場合は、認定月以降、年度末まで、1ヵ月につき11,000円（税込）とする。
- (3) 認定登録料は、認定決定後（8. 審査および認定 参照）、当該年度分について、本連盟より請求書を送付し、支払う

1 3. 提出書類および手続き

(1) 申請書類

※別途「申請書」にて申請を行う。

なお、申請における情報には、認定基準に関する事項の他、利用実績、稼働状況、施設側の強み・アピールポイント等を含む。

※申請においては各施設が所在する都道府県陸上競技協会の承認を得ることとする。

(2) 提出先

日本陸連 強化部 強化育成課 (kyoka@jaaf.or.jp)

1 4. その他

- ・認定施設は毎年度末に、活動報告書を本連盟に提出する。
- ・認定期間中に認定証を破損・紛失した場合、再交付はしない。
- ・認定が外れた場合、認定施設は速やかに認定証の掲出を終了する。また、本連盟の公式ウェブサイトでの掲載を終了する。
- ・年度途中で認定の解除を求める場合は、本連盟、施設ともに、1ヵ月前までに申し出る。

- ・年度途中で解除となった場合、認定登録料の返金はしない。
- ・本連盟と認定施設との連絡・調整が速やかに行われるようにする。
- ・その他、本要項に記載のない事項については、都度協議を行う。
- ・本要項に変更が必要となった際には、本連盟専務理事の決定により変更することができる。

■問い合わせ：

公益財団法人 日本陸上競技連盟
強化部 強化育成課
Tel：050-1746-8410
E-mail：kyoka@jaaf.or.jp